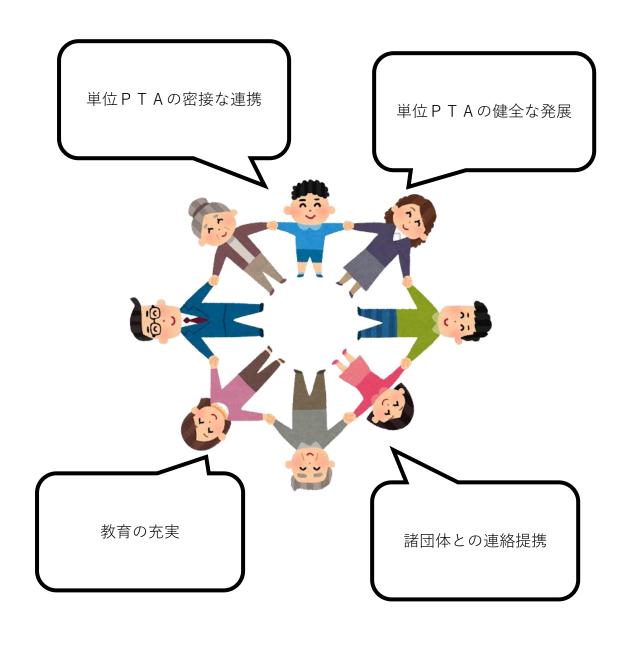
# 秋田市PTA連合会の活動について (入門編)

令和4年3月版

### Q1) 秋田市 PTA 連合会とは?

A1)単位PTA(各小中学校のPTA)を結ぶ連絡調整機関です。秋田市の小中学生が等しく健やかな学校生活をおくれるよう、行政(秋田市、秋田市教育委員会)や民間企業・関係機関と連携を図りながらサポートする活動を行っています。



#### Q2) 具体的にどんな活動をしているの?

- A2) 年度によって事業内容は異なりますが、主に次のような活動 を行っています。
  - ○会報の発行による情報共有(総務広報部)
  - 〇一円玉福祉募金の取りまとめ(生活安全部)
  - ○夏休み親子学習会の企画・運営(文化研修部)
  - 〇PTA親睦球技大会の企画・運営(保健体育部)
  - 〇各種講演会、研修会の企画・運営(生活安全部・文化研修部)
  - 〇秋田市教育委員会との教育懇談会
  - ○教育関係団体や地域団体への外部派遣



#### Q3) 組織はどんな風になっているの?

A3)役員として会長、副会長、常任委員などがいる他、事務局や 各専門部会などが置かれています。

O会 長:市P連を代表して会務を総括する。

〇副 会 長:会長を補佐し、各専門部を担当する。

(秋田市小・中学校校長会から1名ずつ加わっていただきます)

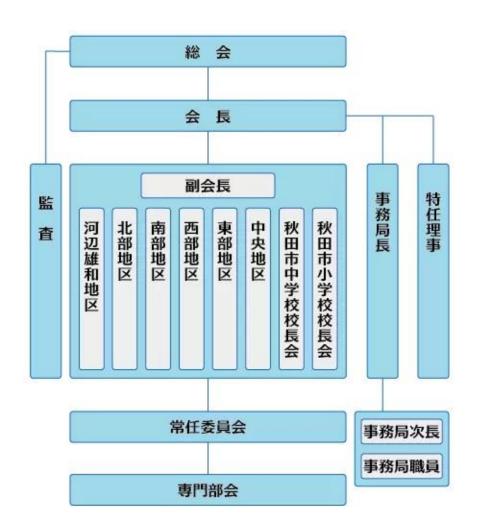
○常任委員:副会長を補佐し、各専門部を担当する。

(秋田市小・中学校教頭会から1名ずつ加わっていただきます)

○監 事:会務を監査し、総会に報告する。

○専門部会:担当事業の企画・実施をする。

○特任理事:会長が通常の業務以外に特に必要と考える職務を担当する。



## Q4) 輪番制ってどんな制度なの?

A4)地区ごとに順番を決めて、副会長・常任委員・各専門部・監事の役職を持ち回りで引き受ける制度です。輪番制を採ることで、互助的団体である市 P 連の活動をメンバー間で公平に分担でき、役職を引き受ける年度が明確になります。



#### Q5) 輪番で役職が回ってきたらどんなことをするの?

A5) 各役職の具体的役割は以下の通りです。コロナ禍以降、メールでの話し合いやオンラインでの事業実施が増えています。

#### 〇副会長:

- ①会長・事務局長とともに三役会の一員として、事業活動の方針などについて話し合う三役会議に出席します(年4~5回)。
- ②常任委員と協力して、担当する専門部会を運営します。
- ③秋田県PTA連合会の総会に、代議員として出席します。

#### 〇常仟委員:

- ①事業活動の具体的内容について話し合う常任委員会に出席します(年2回程度)。
- ②副会長と協力して、担当する専門部会を運営します。

#### 〇専門部会:

専門部ごとに、担当する事業活動の企画・実施を行います。

【総務広報部】 ・会報「あきたっ子」の編集発行(年3回) ・単位 PTA 会報の作り方研修会(年1回)	【文化研修部】 ・夏休み親子学習会(年1回) ・会員向けの講習会、研修会 (年1回)
【生活安全部】 ・児童生徒の生活安全に関する研修事業(年1~2回) ・1円玉福祉募金 (年1回)	【保健体育部】 ・PTA 親睦球技大会の運営 (年2回、秋頃)

※年間スケジュールは別紙を参照してください

- Q6) 市 P 連の他に、県 P 連とか日 P とか聞くけど……?
- A6)行政機関に対する発言力を高めるために民間同業者が集まって「業界団体」を作るように、PTAもまた「より良い教育環境のもとで子どもたちに健やかに成長してもらいたい」という目的の下、単位 PTA 同士が連携して行政地域単位での連合会や協議会を組織しています。
  - 〇要望の提出先が国……日本 PTA 全国協議会
  - 〇要望の提出先が秋田県……秋田県 PTA 連合会
  - ○要望の提出先が秋田市・・・・・・秋田市 PTA 連合会 ※東北では各県ごとの他、仙台市に独立の協議会が設置されている

なお、秋田県 P 連は日本 PTA 全国協議会の1会員に、秋田市 P 連は秋田県 P 連の1会員にそれぞれなっており、分担して組織上の役割を担っています。



#### Q7) 外部派遣って何ですか?

A7)市P連は、秋田市や教育委員会が管轄するさまざまな教育関連会議や街づくり会議への役員派遣のご依頼を受けています。市P連は役員派遣を通じて、教育に関する市政や街づくりにPTAの意見が反映されるための活動をしています。

#### 派遣例①:秋田市旅館建築審議会

新たに建設される宿泊施設のチェックを行う会で、通学路に及ぼす影響など、施設の新設が子どもに有害でないことの確認を行います。

派遣例②:秋田市いじめ問題対策連絡協議会

いじめ撲滅のためにさまざまな有識者と意見を交わし、対策を講じた

り、啓蒙活動を行ったりしています。

令和3年度には21団体に市P連から役員を派遣しています。



# Q8)安全互助事業ってどんな事業?

A8)県P連会員\*1やその子どもたちの、学校の管理下外の日常生活やPTA活動における事故・怪我などに対応するため、県P連によって実施されている保険事業です。保険契約は、数年に一度実施するコンペによって最も優良な条件を提示していただいた保険会社と契約を結んでいます。

偶発的な事故による怪我や食中毒などだけでなく、誤って他人の 財産や身体に損害を加えてしまった場合についても、保険が適用されます\*\*2。今年度から県の条例により自転車使用者に加入が義務化された「個人賠償責任保険」としても扱われます。

深刻な少子化により東北の中でも一番会員数が少ない秋田県では、補償内容や保険料の維持・安定化のために、近隣県の連合会と合同で保険に加入することも視野に入れています。

※1:秋田市P連のPTA会員は、県P連会員として扱われます。

※2:保険の適用範囲について、詳しくは県 P 連 HP をご参照ください。 http://www.pta-akita.com/society/

